

「中核市とともに地方分権を推進する 国会議員の会」勉強会

＜参考資料＞

- ・ 規約、名簿
- ・ 提言、要請

日 時 令和元年 11月 13日（水）

11：40～12：40

会 場 衆議院第一議員会館

地下1階 大会議室

<目 次>

- 1 「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」について
 - (1) 規約 …………… P 1 【参考資料1】
 - (2) 設立趣意書 …………… P 2 【参考資料2】
 - (3) 会員議員一覧 …………… P 3 【参考資料3】

- 2 中核市市長会について
 - (1) 規約 …………… P 8 【参考資料4】
 - (2) 中核市市長会・中核市候補市一覧表 …………… P 12 【参考資料5】

- 3 中核市市長会 提言・要請について
 - (1) 国の施策及び予算に関する提言(令和元年5月29日採択) …… 【別冊資料】
 - (2) 風しんに関する追加的対策の実施に係る財政措置等を求める緊急要望
(令和元年5月29日採択) …………… P 13 【参考資料6】
 - (3) TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)を構成する国土交通省地方整備局等の職員
定数の充実に関する緊急要請(令和元年10月4日提出) … P 14 【参考資料7】
 - (4) 人口減少社会を克服する活力ある地域社会の実現に向けた共同提言
※指定都市市長会、全国施行時特例市市長会との共同提言
(令和元年10月17日採択) …………… P 15 【参考資料8】

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」とする。

(目 的)

第2条 本会は、地域の発展に向けて先導的な役割を担う中核市への権限移譲、税財源の充実・強化を通じて真の分権型社会を実現し、中核市が核となり地域の活力を高め、日本全体の経済の活性化、福祉の向上などに寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 中核市市長会の事業活動に対する支援
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する国会議員により構成する。

(事務局)

第5条 本会の庶務は、中核市市長会事務局において処理する。

附 則

この規約は、平成26年7月23日から施行する。

【参考資料2】

「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」設立趣意書

中核市は、住民に身近な基礎自治体として住民生活に密着した行政サービスの不断の向上に努めるとともに、地域の拠点都市にふさわしいまちづくりを展開するなど、地方分権の推進と地域の発展に向けて先導的な役割を担っています。

現在、日本国内においては人口減少への対策をはじめ、都市再生や安心・安全のまちづくりなど、喫緊の課題が山積しています。これらの課題解決のためには地域の活性化が不可欠であり、中核市は基礎自治体として住民生活に身近な施策を推進するとともに、近隣市町村と緊密な連携を図り、地域の牽引役を十分に果たしていく必要があります。そのため、中核市の更なる機能強化を伴った地方分権の推進が急務となっています。

地方分権については、平成5年の「地方分権の推進に関する決議」から20年が経過し、その間、第1次・第2次の改革を通じて一定の成果がありました。しかしながら、中核市が地域の発展に向けた機能や役割を果たす上では、未だ不十分と言わざるを得ません。国の施策とそれに伴う社会経済の変化を見据え、改めて国と地方の役割を見直し、中核市をはじめとする基礎自治体が、自主的・自立的に施策を決定できる真の分権型社会の実現が求められています。

中核市への権限移譲、税財源の充実・強化を通じて真の分権型社会を実現し、中核市が核となり地域の活力を高め、日本経済の活性化、住民福祉の向上などを推進するに当たり、党派を超えた国会議員各位のご支援により「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」を設立いたしたく、皆様のご賛同をお願い申し上げます。

平成26年7月23日

呼びかけ人

函館市長 工藤壽樹	旭川市長 西川将人	青森市長 鹿内博	盛岡市長 谷藤裕明
秋田市長 穂積志	郡山市長 品川萬里	いわき市長 清水敏男	宇都宮市長 佐藤栄一
前橋市長 山本龍	高崎市長 富岡賢治	川越市長 川合善明	船橋市長 松戸徹
柏市長 秋山浩保	横須賀市長 吉田雄人	富山市長 森雅志	金沢市長 山野之義
長野市長 加藤久雄	岐阜市長 細江茂光	豊橋市長 佐原光一	岡崎市長 内田康宏
豊田市長 太田稔彦	大津市長 越直美	豊中市長 淺利敬一郎	高槻市長 濱田剛史
枚方市長 竹内脩	東大阪市長 野田義和	奈良市長 仲川げん	和歌山市長 大橋建一
姫路市長 石見利勝	尼崎市長 稲村和美	西宮市長 今村岳司	倉敷市長 伊東香織
福山市長 羽田皓	下関市長 中尾友昭	高松市長 大西秀人	松山市長 野志克仁
高知市長 岡崎誠也	久留米市長 樽原利則	長崎市長 田上富久	大分市長 釘宮磐
宮崎市長 戸敷正	鹿児島市長 森博幸	那覇市長 翁長雄志	

【参考資料3】

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会 議員一覧 (令和元年11月8日現在)

名簿の掲載順については、【市番順】⇒【衆議院→参議院】⇒【五十音順】です。

市番	担当市	衆参	氏名	ふりがな	所属政党	選挙区
1	函館市	衆	逢坂 誠二	おおさか せいじ	立憲民主党	北海道8区
1	函館市	参	横山 信一	よこやま しんいち	公明党	比例代表
2	旭川市	衆	佐々木 隆博	ささき たかひろ	立憲民主党	北海道6区
2	旭川市	参	徳永 エリ	とくなが えり	国民民主党	北海道
2	旭川市	参	鉢呂 吉雄	はちろ よしお	立憲民主党	北海道
3	青森市	衆	高橋 千鶴子	たかはし ちづこ	日本共産党	比例東北
3	青森市	衆	津島 淳	つしま じゅん	自由民主党	青森県1区
3	青森市	参	滝沢 求	たきさわ もとめ	自由民主党	青森県
3	青森市	参	田名部 匡代	たなぶ まさよ	国民民主党	青森県
4	八戸市	衆	大島 理森	おおしま ただもり	無所属	青森県2区
5	盛岡市	衆	階 猛	しな たけし	無所属	岩手県1区
5	盛岡市	衆	鈴木 俊一	すずき しゅんいち	自由民主党	岩手県2区
5	盛岡市	衆	高橋 ひなこ	たかはし ひなこ	自由民主党	比例東北
5	盛岡市	参	木戸口 英司	きどぐち えいじ	国民民主党	岩手県
6	秋田市	衆	寺田 学	てらた まなぶ	無所属	比例東北
6	秋田市	衆	富樫 博之	とがし ひろゆき	自由民主党	秋田県1区
6	秋田市	参	石井 浩郎	いしい ひろお	自由民主党	秋田県
7	山形市	衆	遠藤 利明	えんどう としあき	自由民主党	山形県1区
8	福島市	衆	金子 恵美	かねこ えみ	無所属	福島県1区
8	福島市	衆	亀岡 偉民	かめおか よしたみ	自由民主党	比例東北
8	福島市	参	佐藤 正久	さとう まさひさ	自由民主党	比例代表
9	郡山市	参	増子 輝彦	ましこ てるひこ	国民民主党	福島県
9	郡山市	参	若松 謙維	わかまつ かねしげ	公明党	比例代表
10	いわき市	衆	吉野 正芳	よしの まさよし	自由民主党	福島県5区
10	いわき市	参	森 まさこ	もり まさこ	自由民主党	福島県
11	宇都宮市	衆	福田 昭夫	ふくだ あきお	立憲民主党	栃木県2区
11	宇都宮市	衆	船田 元	ふなだ はじめ	自由民主党	栃木県1区
11	宇都宮市	参	上野 通子	うえの みちこ	自由民主党	栃木県
11	宇都宮市	参	高橋 克法	たかはし かつのり	自由民主党	栃木県
12	前橋市	衆	尾身 朝子	おみ あさこ	自由民主党	群馬県1区
12	前橋市	参	中曽根 弘文	なかそね ひろふみ	自由民主党	群馬県
13	高崎市	衆	小淵 優子	おぶち ゆうこ	自由民主党	群馬県5区
13	高崎市	衆	福田 達夫	ふくだ たつお	自由民主党	群馬県4区
14	川越市	衆	神山 佐市	かみやま さいち	自由民主党	埼玉県7区
14	川越市	衆	小宮山 泰子	こみやま やすこ	国民民主党	比例北関東
14	川越市	衆	山口 泰明	やまぐち たいめい	自由民主党	埼玉県10区
14	川越市	参	関口 昌一	せきぐち まさかず	自由民主党	埼玉県
14	川越市	参	西田 実仁	にしだ まこと	公明党	埼玉県
14	川越市	参	古川 俊治	ふるかわ としはる	自由民主党	埼玉県
14	川越市	参	矢倉 克夫	やくら かつお	公明党	埼玉県
15	川口市	衆	新藤 義孝	しんどう よしたか	自由民主党	埼玉県2区
16	越谷市	衆	黄川田 仁志	きかわだ ひとし	自由民主党	埼玉県3区
16	越谷市	衆	土屋 品子	つちや しなこ	自由民主党	埼玉県13区
16	越谷市	衆	山川 百合子	やまかわ ゆりこ	立憲民主党	比例北関東
17	船橋市	衆	木村 哲也	きむら てつや	自由民主党	比例南関東
17	船橋市	衆	野田 佳彦	のだ よしひこ	無所属	千葉県4区
17	船橋市	参	石井 準一	いしい じゅんいち	自由民主党	千葉県
17	船橋市	参	豊田 俊郎	とよだ としろう	自由民主党	千葉県
17	船橋市	参	長浜 博行	ながはま ひろゆき	立憲民主党	千葉県

市番	担当市	衆参	氏名	ふりがな	所属政党	選挙区
18	柏市	衆	櫻田 義孝	さくらだ よしたか	自由民主党	千葉県8区
18	柏市	衆	白須賀 貴樹	しらすか たかき	自由民主党	千葉県13区
18	柏市	衆	宮川 伸	みやかわ しん	立憲民主党	比例南関東
18	柏市	参	猪口 邦子	いのぐち くにこ	自由民主党	千葉県
18	柏市	参	小西 洋之	こにし ひろゆき	無所属	千葉県
18	柏市	参	元榮 太一郎	もとえ たいちろう	自由民主党	千葉県
19	八王子市	衆	安藤 高夫	あんどう たかお	自由民主党	比例東京
19	八王子市	衆	萩生田 光一	はぎうだ こういち	自由民主党	東京都24区
20	横須賀市	衆	小泉 進次郎	こいずみ しんじろう	自由民主党	神奈川県11区
20	横須賀市	衆	古屋 範子	ふるや のりこ	公明党	比例南関東
20	横須賀市	参	島村 大	しまむら だい	自由民主党	神奈川県
20	横須賀市	参	中西 健治	なかにし けんじ	自由民主党	神奈川県
20	横須賀市	参	牧山 ひろえ	まきやま ひろえ	立憲民主党	神奈川県
20	横須賀市	参	松沢 成文	まつざわ しげふみ	日本維新の会	神奈川県
20	横須賀市	参	真山 勇一	まやま ゆういち	立憲民主党	神奈川県
20	横須賀市	参	三浦 信祐	みうら のぶひろ	公明党	神奈川県
20	横須賀市	参	三原 じゅん子	みはら じゅんこ	自由民主党	神奈川県
21	富山市	衆	田畑 裕明	たばた ひろあき	自由民主党	富山県1区
21	富山市	参	堂故 茂	どうこ しげる	自由民主党	富山県
21	富山市	参	野上 浩太郎	のがみ こうたろう	自由民主党	富山県
22	金沢市	衆	馳 浩	はせ ひろし	自由民主党	石川県1区
22	金沢市	参	岡田 直樹	おかだ なおき	自由民主党	石川県
23	福井市	衆	稲田 朋美	いなだ ともみ	自由民主党	福井県1区
23	福井市	衆	斉木 武志	さいき たけし	国民民主党	比例北陸信越
23	福井市	衆	山本 拓	やまもと たく	自由民主党	比例北陸信越
23	福井市	参	滝波 宏文	たきなみ ひろふみ	自由民主党	福井県
23	福井市	参	山崎 正昭	やまざき まさあき	自由民主党	福井県
24	甲府市	衆	中島 克仁	なかじま かつひと	無所属	山梨県1区
24	甲府市	衆	中谷 真一	なかにし しんいち	自由民主党	比例南関東
24	甲府市	参	宮沢 由佳	みやざわ ゆか	立憲民主党	山梨県
24	甲府市	参	森屋 宏	もりや ひろし	自由民主党	山梨県
25	長野市	衆	太田 昌孝	おおた まさたか	公明党	比例北陸信越
25	長野市	衆	後藤 茂之	ごとう しげゆき	自由民主党	長野県4区
25	長野市	衆	篠原 孝	しのはら たかし	国民民主党	長野県1区
25	長野市	衆	務台 俊介	むたい しゅんすけ	自由民主党	比例北陸信越
25	長野市	参	羽田 雄一郎	はた ゆういちろう	国民民主党	長野県
26	岐阜市	衆	今井 雅人	いまい まさと	無所属	比例東海
26	岐阜市	衆	野田 聖子	のだ せいこ	自由民主党	岐阜県1区
26	岐阜市	参	大野 泰正	おおの やすただ	自由民主党	岐阜県
26	岐阜市	参	渡辺 猛之	わたなべ たけゆき	自由民主党	岐阜県
27	豊橋市	衆	今枝 宗一郎	いまえだ そういちろう	自由民主党	愛知県14区
27	豊橋市	衆	城内 実	きうち みのる	自由民主党	静岡県7区
27	豊橋市	衆	関 健一郎	せき けんいちろう	国民民主党	比例東海
27	豊橋市	衆	根本 幸典	ねもと ゆきのり	自由民主党	愛知県15区
27	豊橋市	参	大塚 耕平	おおつか こうへい	国民民主党	愛知県
27	豊橋市	参	片山 さつき	かたやま さつき	自由民主党	比例代表
27	豊橋市	参	酒井 庸行	さかい やすゆき	自由民主党	愛知県
27	豊橋市	参	藤川 政人	ふじかわ まさひと	自由民主党	愛知県
28	岡崎市	衆	青山 周平	あおやま しゅうへい	自由民主党	比例東海
28	岡崎市	衆	重徳 和彦	しげとく かずひこ	無所属	愛知県12区
28	岡崎市	参	田島 麻衣子	たじま まいこ	立憲民主党	愛知県
28	岡崎市	参	安江 伸夫	やすえ のぶお	公明党	愛知県
29	豊田市	衆	古本 伸一郎	ふるもと しんいちろう	国民民主党	愛知県11区

市番	担当市	衆参	氏名	ふりがな	所属政党	選挙区
29	豊田市	衆	八木 哲也	やぎ てつや	自由民主党	比例東海
29	豊田市	参	伊藤 孝恵	いとう たかえ	国民民主党	愛知県
29	豊田市	参	斎藤 嘉隆	さいとう よしたか	立憲民主党	愛知県
29	豊田市	参	里見 隆治	さとみ りゅうじ	公明党	愛知県
29	豊田市	参	浜口 誠	はまぐち まこと	国民民主党	比例代表
31	豊中市	衆	大塚 高司	おおつか たかし	自由民主党	大阪府8区
31	豊中市	参	石川 博崇	いしかわ ひろたか	公明党	大阪府
31	豊中市	参	太田 房江	おおた ふさえ	自由民主党	大阪府
31	豊中市	参	山本 香苗	やまもと かなえ	公明党	比例代表
32	高槻市	衆	大隈 和英	おおくま かずひで	自由民主党	比例近畿
32	高槻市	衆	辻元 清美	つじもと きよみ	立憲民主党	大阪府10区
32	高槻市	参	東 徹	あずま とおる	日本維新の会	大阪府
33	枚方市	衆	佐藤 ゆかり	さとう ゆかり	自由民主党	比例近畿
33	枚方市	衆	平野 博文	ひらの ひろふみ	国民民主党	大阪府11区
34	八尾市	衆	足立 康史	あだち やすし	日本維新の会	比例近畿
34	八尾市	衆	井上 英孝	いのうえ ひでたか	日本維新の会	比例近畿
34	八尾市	衆	神谷 昇	かみたに のぼる	自由民主党	比例近畿
34	八尾市	衆	谷畑 孝	たにはた たかし	日本維新の会	比例近畿
34	八尾市	衆	長尾 敬	ながお たかし	自由民主党	大阪府14区
34	八尾市	衆	長尾 秀樹	ながお ひでき	立憲民主党	比例近畿
34	八尾市	衆	馬場 伸幸	ばば のぶゆき	日本維新の会	大阪府17区
34	八尾市	衆	村上 史好	むらかみ ふみよし	立憲民主党	比例近畿
34	八尾市	参	松川 るい	まつかわ るい	自由民主党	大阪府
34	八尾市	参	杉 久武	すぎ ひさたけ	公明党	大阪府
35	寝屋川市	衆	藤田 文武	ふじた ふみたけ	日本維新の会	大阪府12区
36	東大阪市	衆	宗清 皇一	むねきよ こういち	自由民主党	大阪府13区
37	姫路市	衆	渡海 紀三朗	とかい きさぶろう	自由民主党	兵庫県10区
37	姫路市	衆	濱村 進	はまむら すすむ	公明党	比例近畿
37	姫路市	衆	松本 剛明	まつもと たけあき	自由民主党	兵庫県11区
37	姫路市	参	末松 信介	すえまつ しんすけ	自由民主党	兵庫県
38	尼崎市	衆	中野 洋昌	なかの ひろまさ	公明党	兵庫県8区
38	尼崎市	参	伊藤 孝江	いとう たかえ	公明党	兵庫県
38	尼崎市	参	室井 邦彦	むろい くにひこ	日本維新の会	比例代表
39	明石市	衆	西村 康稔	にしむら やすとし	自由民主党	兵庫県9区
40	西宮市	衆	山田 賢司	やまだ けんじ	自由民主党	兵庫県7区
40	西宮市	参	清水 貴之	しみず たかゆき	日本維新の会	兵庫県
41	奈良市	衆	小林 茂樹	こばやし しげき	自由民主党	奈良県1区
41	奈良市	参	佐藤 啓	さとう けい	自由民主党	奈良県
41	奈良市	参	堀井 巖	ほりい いわお	自由民主党	奈良県
42	和歌山市	衆	門 博文	かど ひろふみ	自由民主党	比例近畿
42	和歌山市	衆	岸本 周平	きしもと しゅうへい	国民民主党	和歌山県1区
43	鳥取市	衆	石破 茂	いしば しげる	自由民主党	鳥取県1区
43	鳥取市	参	舞立 昇治	まいたち しょうじ	自由民主党	鳥取県
44	松江市	参	青木 一彦	あおき かずひこ	自由民主党	鳥取県・島根県
44	松江市	衆	細田 博之	ほそだ ひろゆき	自由民主党	島根県1区
45	倉敷市	衆	池田 道孝	いけだ みちたか	自由民主党	比例中国
45	倉敷市	衆	加藤 勝信	かとう かつのぶ	自由民主党	岡山県5区
45	倉敷市	衆	橋本 岳	はしもと がく	自由民主党	岡山県4区
45	倉敷市	衆	柚木 道義	ゆのき みちよし	無所属	比例中国
45	倉敷市	参	石井 正弘	いしい まさひろ	自由民主党	岡山県
45	倉敷市	参	小野田 紀美	おのだ きみ	自由民主党	岡山県
45	倉敷市	参	片山 虎之助	かたやま とらのすけ	日本維新の会	比例代表
45	倉敷市	参	谷合 正明	たにあい まさあき	公明党	比例代表

市番	担当市	衆参	氏名	ふりがな	所属政党	選挙区
46	呉市	衆	斉藤 鉄夫	さいとう てつお	公明党	比例中国
46	呉市	衆	寺田 稔	てらだ みのる	自由民主党	広島県5区
47	福山市	衆	小林 史明	こばやし ふみあき	自由民主党	広島県7区
47	福山市	参	宮沢 洋一	みやざわ よういち	自由民主党	広島県
47	福山市	参	森本 真治	もりもと しんじ	国民民主党	広島県
47	福山市	参	柳田 稔	やなぎだ みのる	国民民主党	広島県
48	下関市	衆	古田 圭一	ふるた けいいち	自由民主党	比例中国
48	下関市	参	江島 潔	えじま きよし	自由民主党	山口県
49	高松市	衆	小川 淳也	おがわ じゅんや	無所属	比例四国
49	高松市	衆	玉木 雄一郎	たまき ゆういちろう	国民民主党	香川県2区
49	高松市	衆	平井 卓也	ひらい たくや	自由民主党	香川県1区
49	高松市	参	磯崎 仁彦	いそざき よしひこ	自由民主党	香川県
49	高松市	参	三宅 伸吾	みやけ しんご	自由民主党	香川県
49	高松市	参	山本 博司	やまもと ひろし	公明党	比例代表
50	松山市	衆	塩崎 恭久	しおざき やすひさ	自由民主党	愛媛県1区
50	松山市	衆	村上 誠一郎	むらかみ せいいちろう	自由民主党	愛媛県2区
50	松山市	参	山本 順三	やまもと じゅんぞう	自由民主党	愛媛県
51	高知市	衆	石田 祝稔	いしだ のりとし	公明党	比例四国
51	高知市	衆	武内 則男	たけうち のりお	立憲民主党	比例四国
51	高知市	衆	中谷 元	なかにに げん	自由民主党	高知県1区
51	高知市	衆	広田 一	ひろた はじめ	無所属	高知県2区
51	高知市	衆	福井 照	ふくい てる	自由民主党	比例四国
51	高知市	衆	山本 有二	やまもと ゆうじ	自由民主党	比例四国
51	高知市	参	高野 光二郎	たかの こうじろう	自由民主党	高知県
51	高知市	参	中西 祐介	なかにし ゆうすけ	自由民主党	徳島県・高知県
52	久留米市	衆	鳩山 二郎	はとやま じろう	自由民主党	福岡県6区
52	久留米市	参	大家 敏志	おおいえ さとし	自由民主党	福岡県
52	久留米市	参	古賀 之士	こが ゆきひと	国民民主党	福岡県
52	久留米市	参	高瀬 弘美	たかせ ひろみ	公明党	福岡県
52	久留米市	参	野田 国義	のだ くによし	立憲民主党	福岡県
52	久留米市	参	松山 政司	まつやま まさじ	自由民主党	福岡県
53	長崎市	衆	富岡 勉	とみおか つとむ	自由民主党	比例九州
53	長崎市	衆	西岡 秀子	にしおか ひでこ	国民民主党	長崎県1区
53	長崎市	参	金子 原二郎	かねこ げんじろう	自由民主党	長崎県
53	長崎市	参	古賀 友一郎	こが ゆういちろう	自由民主党	長崎県
54	佐世保市	衆	北村 誠吾	きたむら せいご	自由民主党	長崎県4区
54	佐世保市	衆	谷川 弥一	たにがわ やいち	自由民主党	長崎県3区
55	大分市	衆	穴見 陽一	あなみ よういち	自由民主党	大分県1区
55	大分市	衆	衛藤 征士郎	えとう せいしろう	自由民主党	大分県2区
55	大分市	衆	大島 敦	おおしま あつし	国民民主党	埼玉県6区
55	大分市	衆	岡田 克也	おかだ かつや	無所属	三重県3区
55	大分市	衆	吉良 州司	きら しゅうじ	国民民主党	比例九州
55	大分市	衆	玄葉 光一郎	げんば こういちろう	無所属	福島県3区
55	大分市	衆	原口 一博	はらぐち かずひろ	国民民主党	佐賀県1区
55	大分市	衆	笠 浩史	りゅう ひろふみ	無所属	神奈川県9区
55	大分市	参	足立 信也	あだち しんや	国民民主党	大分県
56	宮崎市	衆	江藤 拓	えとう たく	自由民主党	宮崎県2区
56	宮崎市	衆	武井 俊輔	たけい しゅんすけ	自由民主党	宮崎県1区
56	宮崎市	参	長峯 誠	ながみね まこと	自由民主党	宮崎県
56	宮崎市	参	松下 新平	まつした しんぺい	自由民主党	宮崎県
57	鹿児島市	衆	金子 万寿夫	かねこ ますお	自由民主党	鹿児島県2区
57	鹿児島市	衆	川内 博史	かわうち ひろし	立憲民主党	鹿児島県1区
57	鹿児島市	衆	宮路 拓馬	みやじ たくま	自由民主党	比例九州

市番	担当市	衆参	氏名	ふりがな	所属政党	選挙区
57	鹿児島市	衆	森山 裕	もりやま ひろし	自由民主党	鹿児島県4区
57	鹿児島市	参	野村 哲郎	のむら てつろう	自由民主党	鹿児島県
58	那覇市	衆	赤嶺 政賢	あかみね せいけん	日本共産党	沖縄県1区
58	那覇市	衆	國場 幸之助	こくば こうのすけ	自由民主党	比例九州
58	那覇市	衆	遠山 清彦	とおやま きよひこ	公明党	比例九州
			213			

<全体>

政党	衆議院議員	参議院議員	計
自由民主党	73	50	123
国民民主党	12	12	24
公明党	7	14	21
立憲民主党	10	8	18
日本維新の会	5	5	10
日本共産党	2	0	2
無所属	14	1	15
計	123	90	213

【参考資料4】

中核市市長会規約

(名 称)

第1条 この会は、中核市市長会（以下「本会」という。）と称し、中核市の市長をもって組織する。

(目 的)

第2条 本会は、中核市相互の緊密な連携のもとに、中核市行財政の円滑な運営及び進展を図り、もって地方分権の推進に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中核市行財政の共同調査、研究及び協議等に関すること
- (2) 国等に対する政策提案・意見表明に関すること
- (3) その他、前条の目的の達成のために必要なこと

(役 員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 監 事 2名

2 役員は、市長会議において選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 前項本文の規定にかかわらず、役員が欠けた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、任期満了後においても後任者が決定するまでは、なおその職務を行う。

(職 務)

第5条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、会計の監査にあたる。

(顧 問)

第6条 本会に、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、これまでに会長を務めた会員市長をもってあてるものとする。

3 顧問は、本会の運営に対し助言し、指導等を行うことができる。

(相談役)

第7条 本会に、必要に応じ相談役を置くことができる。

2 相談役は、本会の総意をもって、会長が委嘱する。

3 相談役は、市長会議等において意見を述べることができる。

(市長会議)

第8条 市長会議は、随時開催し、会長が招集する。

2 市長会議の座長は、会長がこれにあたる。

3 市長会議は、市長が出席するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、代理者を出席させることができる。

(役員市長会議)

第9条 役員市長会議は、随時開催し、会長が招集する。

2 役員市長会議の座長は、会長がこれにあたる。

3 役員市長会議は、第4条第1項に規定する役員が出席するものとする。ただし、会長は、必要に応じて役員以外の市長を招集することができる。

(プロジェクト)

第10条 本会に、第3条に規定する事業を行うため、プロジェクトを設置することができる。

2 プロジェクトは、参加する中核市の市長をもって組織する。

3 プロジェクトに幹事市を置く。

4 幹事市の市長は、必要に応じ、プロジェクト会議を招集する。

5 プロジェクト会議の座長は、幹事市の市長がこれにあたる。

6 プロジェクトにおける協議事項は、市長会議に報告するものとする。

(事務担当者会議)

第11条 本会の円滑な運営を図るため、本会に事務担当者会議を置く。

2 事務担当者会議は、中核市の主管部長又は課長及び担当者をもって組織する。

3 事務担当者会議は、必要に応じて、会長が招集する。

4 事務担当者会議の座長は、会長を担当する中核市(以下「会長市」という。)の主管部長又は課長がこれにあたる。

(プロジェクト担当者会議)

第12条 プロジェクトの円滑な運営を図るため、各プロジェクトにプロジェクト担当者会議を置く。

2 プロジェクト担当者会議は、プロジェクトに属する中核市の主管部長又は課長及び担当者をもって組織する。

3 プロジェクト担当者会議は、必要に応じて、幹事市の市長が招集する。

4 プロジェクト担当者会議の座長は、幹事市の主管部長又は課長がこれにあたる。

5 プロジェクト担当者会議における協議結果は、プロジェクト参加市長及び事務担当者会議に報告するものとする。

(事務局)

第13条 本会及び事務担当者会議の事務局は会長市に、プロジェクト及びプロジェクト担当者会議の事務局は幹事市に置く。

2 本会及び事務担当者会議の事務局に事務局長を置く。

(中核市候補市)

第14条 中核市候補市（以下「候補市」という。）は、第11条第1項及び第12条第1項に定める会議に出席することができる。

2 中核市は、候補市の中核市への円滑な移行に資するため、候補市に対し、情報提供等必要な協力を行うものとする。

3 候補市相互の情報交換等必要な事項は、候補市が協議の上、別に定めるものとする。

(会計)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

(経費)

第16条 本会の運営に要する経費は、各中核市からの会費、各候補市からの負担金及びその他の収入をもってあてる。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が市長会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成8年5月27日から施行する。

2 連絡会の最初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、平成8年5月27日に始まり、平成9年3月31日をもって終わるものとする。

附 則

この規約は、平成9年4月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年11月10日から施行し、改正後の第9条、第11条及び第12条は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規約は、平成28年5月25日から施行する。
- 2 平成27年に役員に選任された市長を平成28年に役員に選任するときは、改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

附 則

この規約は、平成29年8月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年10月27日から施行する。

【参考資料5】

中核市・中核市候補市一覧表(令和元年11月13日)

【中核市：58市】

地域 ブロック	No.	都市名	市長
北海道 ・ 東北 (10市)	1	函館市	工藤 壽樹
	2	旭川市	西川 将人
	3	青森市	小野寺 晃彦
	4	八戸市	小林 眞
	5	(副会長) 盛岡市	谷藤 裕明
	6	秋田市	穂積 志
	7	山形市	佐藤 孝弘
	8	福島市	木幡 浩
	9	郡山市	品川 萬里
	10	いわき市	清水 敏男
関東 (11市)	11	宇都宮市	佐藤 栄一
	12	前橋市	山本 龍
	13	高崎市	富岡 賢治
	14	川越市	川合 善明
	15	川口市	奥ノ木 信夫
	16	越谷市	高橋 努
	17	船橋市	松戸 徹
	18	(副会長) 柏市	秋山 浩保
	19	八王子市	石森 孝志
	20	横須賀市	上地 克明
	21	甲府市	樋口 雄一
北信越 ・ 東海 (8市)	22	富山市	森 雅志
	23	金沢市	山野 之義
	24	福井市	東村 新一
	25	長野市	加藤 久雄
	26	岐阜市	柴橋 正直
	27	(顧問) 豊橋市	佐原 光一
	28	(副会長) 岡崎市	内田 康宏
	29	(会長) 豊田市	太田 稔彦
	30	大津市	越 直美
近畿 (13市)	31	豊中市	長内 繁樹
	32	(監事) 高槻市	濱田 剛史
	33	枚方市	伏見 隆
	34	八尾市	大松 桂右
	35	寝屋川市	広瀬 慶輔
	36	東大阪市	野田 義和
	37	姫路市	清元 秀泰
	38	(監事) 尼崎市	稲村 和美
	39	明石市	泉 房穂
	40	西宮市	石井 登志郎
	41	(顧問) 奈良市	仲川 げん
	42	和歌山市	尾花 正啓

地域 ブロック	No.	都市名	市長
中国 ・ 四国 (9市)	43	鳥取市	深澤 義彦
	44	松江市	松浦 正敬
	45	(顧問) 倉敷市	伊東 香織
	46	呉市	新原 芳明
	47	福山市	枝広 直幹
	48	下関市	前田 晋太郎
	49	高松市	大西 秀人
	50	松山市	野志 克仁
	51	(副会長) 高知市	岡崎 誠也
九州 (7市)	52	久留米市	大久保 勉
	53	(顧問) 長崎市	田上 富久
	54	佐世保市	朝長 則男
	55	大分市	佐藤 樹一郎
	56	(副会長) 宮崎市	戸敷 正
	57	鹿児島市	森 博幸
	58	那覇市	城間 幹子

【中核市候補市：9市】

No.	都市名	市長
59	水戸市	高橋 靖
60	つくば市	五十嵐 立青
61	藤沢市	鈴木 恒夫
62	松本市	菅谷 昭
63	一宮市	中野 正康
64	津市	前葉 泰幸
65	四日市市	森 智広
66	吹田市	後藤 圭二
67	佐賀市	秀島 敏行

網掛けの市はH31年4月1日中核市移行市

風しんに関する追加的対策の実施に係る財政措置等を求める緊急要望

今般の風しんの発生状況を踏まえ、風しんの感染拡大防止のため速やかに対応することが国民生活の安心にとって極めて重要であるとし、平成30年12月13日付で、国から「風しんに関する追加的対策骨子」が示された。

この追加的対策においては、これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性を予防接種法に基づく定期接種の対象とし、3年間、全国で原則無料で定期接種を実施すること、ワクチンの効率的な活用のため、まずは抗体検査を受けていただくこととされた。

しかしながら、市区町村の費用負担については、「風しん対策に係る自治体との意見交換会」（平成30年12月17日、厚生労働省講堂）及びその後の「風しんQ&A」において、抗体検査については、国1/2、市区町村1/2、定期接種については、費用の9/10を普通交付税で手当てすることが示されている。

風しんに関する追加的対策は、風しんの感染拡大を終息させることを目指し、期間を限定し緊急的に追加された対策であり、実施主体となる市区町村が住民の風しんの感染予防とまん延防止を着実にすすめるためには、確実な財源の保障及び実施体制の整備がなされなければ、円滑な施行は困難である。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 風しんに関する追加的対策については、市区町村に財政負担が生じることがないよう、国の責任において必要な財源を確保すること。
また、抗体検査についても、今回の予防接種実施に至る経緯に鑑み、本体と同様の財政措置を講じること。
- 2 事務負担の増加に伴う人件費やシステム改修経費をはじめ、円滑な事務処理に必要な経費に対しても同様の財政措置を講じること。
- 3 居住地のみならず居住地以外の医療機関等においても、抗体検査及び予防接種を受けることができる全国規模の広域性を持った内容であることから、抗体検査同様、予防接種に係る標準単価の設定の他、休日・夜間における実施体制の整備等、国の責任において実施体制の整備を行うこと。
- 4 国は、地方自治体及び関係機関が、対象者に対して新制度を確実に周知でき、混乱なく円滑に業務を運営するために必要な作業に着手できるよう、具体的な取扱を示すこと。

令和元年5月29日

中核市市長会

【参考資料 7】

TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を構成する国土交通省 地方整備局等の職員定数の充実に関する緊急要請

これまで全国各地で発生した災害時においては、国土交通省が全国の地方整備局等の職員を「TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）」として被災自治体へ派遣され、迅速な物的・人的及び技術的な支援を積極的に行われており、被災した中核市では、これが早期復旧はもとより、その後の計画的な復興につながっている。また、近年は台風や地震、局地的集中豪雨など、自然災害が多発し、TEC-FORCEの派遣機会も増加している状況にある。

中核市においては、市民の安全・安心を確保するため、限られた人員の中、防災・減災の体制を強化するとともに、災害時に地方自治体間で相互に応援を行うなど協力関係を構築しているが、それだけでは限界があり、災害からの復旧・復興には、国による、より高度な技術的支援と専門的な見地に立った支援が不可欠である。

近年の状況を鑑みれば、今後も毎年、自然災害が発生することは確実であり、国民の生命・財産を守るための防災・減災の取組は、国と地方自治体が一丸となり、危機感を持って取り組む必要がある。

上記の趣旨をご理解いただき、府省を超えた戦略的な取組として、国の行政機関の機構・定員管理を行うに当たっては、災害時に緊急災害対策派遣業務にも携わる地方整備局等の職員の定数について、更なる充実を図っていただくよう要請する。

令和元年10月4日

中核市市長会

人口減少社会を克服する活力ある
地域社会の実現に向けた共同提言

指定都市市長会
中核市市長会
全国施行時特例市市長会

令和元年 10 月

はじめに

我が国の人口は8年連続で減少しており、平成27年の国勢調査においては、大正9年の調査開始以来初の減少に転じ、前回調査時点より100万人近い減少を記録する中、総人口に占める65歳以上の割合は26.6%と過去最高となった。また、平成28年以降、3年連続で出生数が100万人を切り、併せて合計特殊出生率も連続して減少するなど、急速な人口減少・少子高齢化が進んでいる。

一方で、東京都への転入超過数は、平成30年は約8万人の高い水準であり、人口の東京一極集中には歯止めがかかっていない。

人口減少・少子高齢化と東京一極集中による地域経済の縮小等の危機的状況を克服し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくための地方創生の取組を強力に推進していかなければならず、とりわけ日本の総人口の約44%が居住し、それぞれの地域における社会・経済活動の中心的存在である指定都市・中核市・施行時特例市が果たすべき役割は、かつてなく大きくなっている。

また、第4次産業革命の到来や世界的なデジタル化の流れを受け、次世代の人材育成や行政のスマート化など、S o c i e t y 5 . 0時代にふさわしい仕組みづくりを早急に進めていく必要がある。

そこで、指定都市・中核市・施行時特例市がその役割や機能を存分に発揮し、近隣市町村を含めた地域社会・経済を活性化させ、真の地方創生が実現できるよう、次のことを提言する。

令和元年10月17日

指 定 都 市 市 長 会
中 核 市 市 長 会
全 国 施 行 時 特 例 市 市 長 会

重点提言

今後、更なる人口減少や人口構造の変化は、大幅な労働力の供給不足により、これまでになく社会経済活動の停滞が危惧される。

そのため、新たな技術を基盤とした効率性の高い働き方へと移行することが求められ、また年齢や性別、国籍などにかかわらず一人ひとりが輝き、多様な力を最大限に発揮できる社会を実現する必要がある。

そうした視点のもと、これまでの地方制度などに係る提言項目に次の新規事項を加え、特にそれらを重点化して要望する。

Society 5.0の実現に向けた取組の推進

P 3

- (1) Society 5.0時代を担う次世代の育成のための財政措置の拡充
- (2) 地方自治体がICTやデータの利活用に積極的に取り組むために必要な支援
- (3) AIの導入等成功事例の周知、次世代型行政サービスの構築に向けた取組を支援する制度の充実
- (4) 大都市圏に遅れることのない地方における5Gのインフラ整備

外国人との共生に向けた取組の推進

P 4

- (1) 総合的対応策における国と地方自治体等の役割分担の明確化及び恒常的かつ十分な財政措置
- (2) 地方自治体の実情に合わせた支援の充実強化
- (3) 日本語習得や子どもの教育・日常生活の支援等共生社会実現に向けた制度設計及び法律整備
- (4) 省庁横断的な司令塔機能を持つ組織の設置検討

児童虐待防止対策の強化

P 4

- (1) 地域の特性が異なる各地方自治体の現状や意見を十分に踏まえた施策実施、財政措置及び専門的人材の育成・確保に係る支援の充実

提言事項

1 【重点】 Society 5.0の実現に向けた取組の推進

(1) Society 5.0時代を担う次世代の育成にあたっては、子どもたちの誰もがイノベーション創出の素地となるAI等の先端技術を使いこなすリテラシーを身に付けられるよう、財政措置の拡充など必要な措置を講ずること。

(2) AI等を活用した行政のスマート化の推進に向けて、地方自治体が社会の変化や技術の革新に的確に対応しながら、政策推進・行財政運営の双方において、ICTやデータの利活用に積極的に取り組めるよう、財政措置の拡充など必要な支援を講ずること。

特に、業務プロセス・情報システムの標準化にあたっては、地方自治体を含む国全体での長期的な支出抑制等を目指すため、国が主体性を発揮し、早急に取り組むこと。

(3) 現在、新たなイノベーションの社会実装に向け、地方自治体と企業が連携し、社会課題解決や事務効率化のためのAI等の新技術の導入や、車の自動運転、MaaS(Mobility as a Service)といった実証実験などが進められているが、これらの成功事例を周知するとともに、次世代型行政サービスの構築に向けた制度改正や地方自治体の取組を支援する制度の充実を図ること。

また、AIやIoTなどにおけるサイバーセキュリティの新たな脅威に対し、安全・安心な次世代型行政サービスが提供できるよう、セキュリティガイドラインの策定など国が積極的な役割を果たしたうえで、適切な調達のための指針を示すとともに、必要となる財政措置を講ずること。

(4) Society 5.0時代を支える重要なインフラである5Gは、遠隔医療、IoT活用によるアグリテック、高齢者の見守り、自動車の自動運転によるオンデマンド交通といった新しいサービスを実現するものであり、超高齢化が進む市町村の課題解決に繋がることから、大都市圏だけでなく、地方においても5Gのインフラ整備を早急に進めること。

2 【重点】外国人との共生に向けた取組の推進

- (1) 平成30年12月に政府が取りまとめた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について、国と地方自治体等の役割分担を明確にするとともに、地方自治体や事業者等の意見を聴取し、充実、発展させながら確実に実施すること。特に、外国人受入れ後の共生の現場となる地方自治体が必要とする施策を継続的に実施するための恒常的かつ十分な財政措置を講ずること。
- (2) 国内に居住する外国人は、国籍や在留資格、在留期間などの特徴が地域により大きく異なることから、国の機関からの専門家の派遣や情報の提供等、地方自治体の実情に合わせた、受入体制の構築が図れるよう支援を充実強化すること。
また、共生施策の実施に必要な専門性の高い人材の育成や確保を、国の主導により確実に進めること。
- (3) 外国人を生活者として捉え、日本語習得や子どもの教育、日常生活及び災害発生時の支援、社会保障制度等、共生社会の実現を目指した社会統合政策推進のための制度設計を行うとともに、国をあげて共生に向けた取組を推進できるよう、基本となる法律を整備すること。
- (4) 外国人の受入れ環境整備に関する総合調整の機能を担う組織として創設された「出入国在留管理庁」の機能と体制の強化充実を図るとともに、共生社会の実現に向けては、「政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行」が必要であることから、省庁横断的な司令塔機能を持つ組織を内閣府に設置することについても検討すること。

3 【重点】児童虐待防止対策の強化

昨今の児童虐待相談件数の急増や児童虐待重大事例の発生を踏まえ、国においても児童虐待防止対策の強化が図られているところであるが、施策の実施にあたっては、地域の特性が異なる各地方自治体の現状や意見を十分に踏まえること。

また、各地方自治体が児童虐待対策を着実に進めることができるよう、必要かつ十分な財政措置及び専門的人材の育成・確保に係る支援の充実を図ること。

4 【新規】文化芸術立国の実現

国の文化芸術推進基本計画では、国及び地方自治体は、心豊かで多様性のある社会を実現するとともに、創造的で活力ある社会を構築するため、文化芸術の「多様な価値」を創出して未来を切り拓き、文化芸術の価値を重視する社会を築くことが求められている。

については、文化芸術の社会的意義について国民的理解の醸成を図るとともに、官民双方からの持続的な文化芸術への投資を引き出すための仕組みを構築すること。

また、文化財・歴史事象の復元など、文化財の付加価値を高め、保存と活用の好循環を創出するための取組を強化するとともに、生活文化の振興と共生社会の実現に向けた取組を拡充すること。

さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を通じて、持続可能で多様性と包摂性のある「文化芸術立国」の実現を目指すこと。

5 国と三市長会との定期的な協議の場の設置

国に地方の声を届ける仕組みとして、いわゆる地方六団体については「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく国との協議の場をはじめ、様々な機会が設けられているが、指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会には、同様の仕組みが確立されていない。

地方自治体を取り巻く状況がめまぐるしく変化する中、多種多様な課題に迅速かつ的確に対応するとともに、今後起こりうる課題に先手を打つためには、これまで以上に国と地方自治体の積極的な連携・協力が欠かせない。

とりわけ、人口減少社会にある中、国が打ち出す「三本の矢」「新三本の矢」を柱とした経済の好循環を進め、一億総活躍社会を実現するためには、地域経済の活性化に尽力し、子育てや介護などを最前線で支える指定都市・中核市・施行時特例市の声を反映させることが最も効果的である。

そこで、国における各種検討会議に、それぞれの地域における社会・経済活動の中心である指定都市・中核市・施行時特例市を積極的に参画させることにより、地域の実情の把握に努めるとともに、これら市長会との定期的な協議の場を早急に設けること。

6 地方創生の一層の推進と東京一極集中の是正

(1) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が5年の計画期間の最終年度に入り、それぞれの地方自治体においては、地域の実情を踏まえた地方版総合戦略に基づき、様々な創意工夫を凝らして課題の解決に取り組んでいる。

そのような中、国においても、平成28年度に地方創生推進交付金を創設し、平成29年度以降も、段階的に交付上限額の引上げを行うなど、意欲的な地方自治体を応援する仕組みが整えられ、活用実績において成果を上げている事例も見られる。

については、地方創生推進交付金が、地方創生の実現に向けた継続的な取組を強力に後押しする制度となるよう、対象事業分野の拡充や手続の簡素化を図るなど、地方自治体がより活用しやすい制度とするとともに、継続的な財政支援を行うこと。

(2) 連携中枢都市圏構想については、制度創設から5年が経過する中、連携中枢都市となる指定都市・中核市等が積極的に圏域を形成し、コンパクト化とネットワーク化による圏域の経済成長のけん引や高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図る取組を進めている。

また、施行時特例市においては、中核市移行後の連携中枢都市圏の形成を検討している市もあり、今後も更なる圏域形成の拡大が期待される。連携中枢都市圏構想は、人口減少社会において、基礎自治体が抱える課題を解決し、安定的・効率的な行政サービスを提供していく上で重要な枠組みである。

については、現行の連携中枢都市圏制度は要綱に基づいて運用されているが、今後、連携中枢都市及び連携市町村が圏域全体の持続的発展につながる取組を一層安定的に推進できるよう、基礎自治体の自主性や自立性を十分に尊重しつつ、当該制度を「法定化」とするとともに、財政面も含めた支援を強化すること。

あわせて、三大都市圏においても、近隣市町村とさらに連携し、少子高齢化や社会資本老朽化への対応等、切実な地域の課題解決に向け継続的に取り組むことができるよう、財政措置を含む新たな支援制度を創設すること。

加えて、各自治体が数値的根拠をもって圏域における戦略・施策を立案できるように、国において広域的な社会・経済活動に関するデータ基盤を整備すること。

(3) 東京一極集中を是正するため、東京から地方への新たな「ひと」の流れをつくることは喫緊の課題である。その取組の一つである地方拠点強化税制により進める企業の東京 23 区からの本社機能の移転は、地方での雇用創出、東京への人口流出の抑制や地方への U I J ターンの推進、地方自治体の税収増加、官民連携の促進など、移転先の都市のみならず周辺市町村への好循環が期待されている。

地方拠点強化税制については、平成 30 年度税制改正において特例措置の延長と要件の緩和等の拡充が行われたところであるが、令和元年度までの適用期限であるため、令和 2 年度以降も特例措置を延長することはもとより、企業にとって活用しやすい真に実効性のある制度とするため、更なる支援措置の拡充や適用要件の緩和などを図ること。

また、対象地域について、移転型及び拡充型のいずれも、三大都市圏を優遇措置の対象とすること。

さらに首都圏の既成市街地等が対象外とされているが、東京 23 区以外は優遇措置の対象にするとともに、過疎地域に準ずる地域など、特に配慮が必要な地域に対しては更なる優遇措置を講ずること。

加えて、地方から東京 23 区への本社機能の移転を抑制する措置を講ずるとともに、東京から地方への企業の機能移転が促進されるよう、省庁等政府機関の東京からの移転やサテライトオフィスの設置を推進し、東京一極集中の是正に向けて国が率先して取り組むこと。

7 地方制度改革の一層の推進

(1) 指定都市・中核市・施行時特例市は、その規模や歴史・文化をはじめ、地域で果たす役割等、それぞれが異なる特性を持っており、各都市において、その地域にふさわしい都市像の実現を目指した取組が行われている。

しかしながら、各都市が直面する課題と向き合い、自らの判断と責任により 10 年後、20 年後を見据えたまちづくりを行うためには、事務・権限及び税源の移譲が未だ不十分であり、より一層の地方制度改革が必要である。

については、「補完性の原理」、「基礎自治体優先の原則」に基づき国と都道府県、市区町村の役割を改めて整理するとともに、指定都市・中核市・施行時特例市が必要とする事務・権限及び税源の移譲を積極的に進めること。

また、大都市制度については、道州制も視野に入れつつ、指定都市市長会が提案している「特別自治市」等、地域の特性に応じた多様な大都市制度を実現すること。

あわせて、地方分権を今後進めるにあたっては、平成 27 年 4 月に中核市の指定要件が緩和されたことにより、人口 20 万人程度から 60 万人程度と多様な中核市が誕生していることを踏まえ、都市区分による一律の議論のみによらず、「手挙げ方式」などの活用により、地域・圏域の実情に応じて選択的に事務・権限等の移譲が受けられる制度を創設すること。

特に、中核市市長会及び全国施行時特例市市長会がかねてより求めている「県費負担教職員の人事権等移譲」については、平成 29 年度に指定都市に対して教職員に係る税財源の移譲が行われたことも踏まえ、一向に進展の見えない「事務処理特例制度による対応」という整理ではなく、希望する中核市及び施行時特例市が地域の実情に応じて選択的に事務・権限の移譲を受けられるよう、抜本的な制度改革を行うこと。

- (2) 現在、国において、地方分権改革における「提案募集方式」による取組が進められているが、指定都市・中核市・施行時特例市が持つ能力を最大限に発揮できるよう、その発意による創意工夫の趣旨を十分に酌み取るとともに、提案対象を権限移譲と規制緩和に限定することなく、権限移譲に伴い必要となる税源移譲をはじめとした税財政制度についても対象とすること。

さらに、多くの都道府県で条例による事務処理特例制度を活用して移譲されている事務・権限に関する提案はもとより、現状における支障事例の有無にかかわらず、住民の利便性の向上及び行政の効率化に資することが明らかな提案は、移譲先となる基礎自治体の意見を広く踏まえた上で、積極的に検討を行い、その実現を図ること。なお、新たな事務・権限の移譲に伴い必要となる財源についても確実に措置を講ずること。

あわせて、大都市に関する特例等により、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について、所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設するとともに、権限移譲を希望する中核市及び施行時特例市が権限及び税源移譲を受けられるよう積極的な検討を行うこと。

- (3) 国と民間企業との間では、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」に基づき人事交流が図られているが、地方自治体と民間企業の間では同様の法律が整備されておらず、その人事交流の形態については、研修の位置付けか、若しくは任期付職員としての採用に限定されており交流実現の支障となっているため、国と同様の制度を地方自治体でも構築できるよう、法制度を創設すること。

8 地方税財政制度の再構築

- (1) 真の分権型社会の実現のため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を現状の6：4からまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めしていくこと。

また、地方法人税は単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度であるため、地方自治体間の財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

- (2) 地方が必要とする一般財源総額について、社会保障と税の一体改革や人づくり革命のほか、地方公務員法等の改正による会計年度任用職員制度創設等に伴う新たな地方負担を含めた地方の財政需要と地方税等の収入を的確に見込むことで、地方の安定的な財政運営に必要な額を確保すること。

また、地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。さらに、地方交付税は、大都市等に特有の財政需要を的確に反映させた客観的・合理的な基準によって算定し、配分すべきであり、大都市等に限定した削減は決して行わないこと。

あわせて、具体的な算定方法を早期に明示し、各地方自治体における予算編成に支障が生じないよう地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

- (3) 【新規】国民健康保険制度の持続的・安定的な運営のため、被保険者の急速な高齢化や職業構成の時代的变化などにより生じた構造的課題の解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化と、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度の見直しを行うこと。

また、国、地方を通じて子育て支援を強化するための様々な政策を進めている中で、国の責任と負担において子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置等の導入を行うこと。

(4) 固定資産税は基礎自治体の歳入において大きな割合を占める基幹税目であることから、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

とりわけ、国の経済対策の一環として創設された償却資産に係る中小企業設備投資の特例措置については、今後、対象範囲の拡大や期間の延長、類似の特例措置の創設等を行わないこと。

また、土地の固定資産税等に係る負担調整措置については、現行の商業地等の据置特例を廃止し、負担水準が70%に収斂される制度とすること。

さらに、家屋評価においては、納税者に分かりやすく、地方自治体の事務の効率化が図られるよう、現行の評価方法である再建築価格方式自体の見直しも含め検討を行い、資産を的確に評価し、確実に簡素化を図ること。

(5) 地方の保有する基金は、災害対策など特定の目的のために各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものであり、基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

9 災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等

(1) 東日本大震災、熊本地震や、昨年発生した大阪府北部地震、7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震、また、本年8月から9月の前線に伴う大雨(台風第10号、第13号及び第15号)及び台風第19号などの大規模災害の被災地では、災害復旧・復興に向けて全力を挙げて取り組んでいるが、その取組は長期にわたるのが実態である。そして復興が長引くほど、避難生活の長期化による心身の疲労を原因とする人的被害や、復興の遅れによる経済停滞、風評被害といった影響が拡大し、被災地から人が離れ、元の生活を取り戻すことが困難となり、さらに地域の再生が危ぶまれる事態にもなりかねない。

国においては、住民に最も身近な存在である基礎自治体の意見を十分に踏まえ、被災者の生活再建への支援、インフラの早期復旧、災害廃棄物処理、地場産業の復興、風評被害の払拭等、一日も早い災害からの復旧・復興に向けた取組を強化し、十分な財政措置を早急に講ずること。

(2) 災害復旧事業に係る国庫負担金の採択限度は、原形復旧までを原則としているため、対象施設の効用を増大させる部分の事業については、原形復旧までの災害査定を受けた上で、改めて設計変更協議を行わなければならない、事業着手までに多くの時間を要していることから、当初から施設の効用を増大させる部分も含めた災害査定を実施する等の柔軟な対応を可能とすること。

(3) 学校施設の老朽化対策や防災・減災機能の強化、トイレ改修などの教育環境改善を計画的に進められるよう、必要かつ十分な財政措置を講ずるとともに、実情に見合った基準単価への改正、補助率の引上げ及び対象の拡大など制度充実を図ること。

(4) 国民の生命と暮らしを守るため、道路、河川、上下水道などを含めた公共施設の計画的な維持管理・更新等が不可欠であることから、ライフサイクルコストの縮減を目指す予防保全型の修繕や更新等に必要な財源を安定的に確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減に向け、新技術等によるコスト低減手法の開発・支援・情報提供を行うこと。

また、下水道施設の改築に係る国費負担について、下水道が担う公共的役割を将来にわたり果たしていくため、今後増大する改築に対して確実に継続するとともに、浸水対策をはじめ、地震対策など、国土強靱化のための事業費について、住民の安全で安心な暮らしを実現するため、財源の確保に努めること。